

目次

Q-CV-3rd-★上告状	2
---------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書 Q

令和 3 年 9 月 14 日

最高裁判所 御中

上告人（1 審原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（1 審被告）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

國 同代表者 法務大臣 上川陽子

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 2,000 円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和 3 年(ネ)第 1448 号慰謝料請求控訴事件について、令和 3 年 9 月 9 日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告および上告受理を申し立てる。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 審被告の本件控訴に基づき、原判決主文第 1 項を取り消す。
- 前項の取消部分につき、1 審原告の請求を棄却する。
- 1 審原告の本件控訴を棄却する。
- 訴訟費用は第 1、2 審を通じて 1 審原告の負担とする。

第 2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 上告理由及び上告受理申立理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「以上の検討によれば、1 審原告の請求はいずれも理由がないから、1 審原告の請求を一部認容した原判決は一部失当であり、1 審被告の本件控訴には理由があるから、1 審被告の本件控訴に基づき、原判決主文第 1 項を取り消した上、その取消部分につき 1 審原告の請求を棄却し、上記取消部分以外の原判決は相当であり、1 審原告の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示している。

しかしながら、私の当り前の訴えを理由がないとした点は虚偽である。故意の事実誤認である。

原判決の狂気と犯罪性は、控訴理由を無視した点に表象されている。

■一審二審とも実質的な司法拒絶である(第一審が未済である)

以下の、控訴状で訴えた当り前の蓋然性を無視している。

要するに、理由の無い事実認定である。これでは事案解明にならず、当り前に、裁判とは呼べない。このように当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視すれば、いかなる犯罪も隠蔽される。

裁判とは訴えの合理性の判定であるから、原判決は当然に無効であり、少なくとも私の裁判ではない。

訴えた当り前の蓋然性 (控訴状 3 頁ほか)

★蓋然性 1 訴状審査権にも限界が有り、いつかは必ず侵害となる点(100%の予見可能性)つまり、時間の問題として、原告の権利ないし利益の侵害に至ることは、誰でも解ることである。従って、裁判所職員の職責として当然に、訴状審査権の濫用を疑い、結果回避を図るべきであった。この当り前の予見可能性を無視した点こそまさに狂氣であり、官吏の犯罪告発義務違反である。本件は例えば、溺れて助けを求めている人を見て、助ける義務は無い、と嘯いているのと同じである。法的義務(法令違反)ではないが、当り前に、信義則違反や公序良俗違反、つまり、広義の違法である。

★蓋然性 2 訴状審査権の期間的限界(尺度)が必要である点 いつからが侵害か?
この尺度無しに被告の予見可能性や不当性の判定はできないのに、判定している欺瞞。

★蓋然性 3 満 1 年で侵害と言える点 程度問題 規定の 12 倍超
1 年も未送達であれば、それによる実害(時効の進行などの法的な機会損失)が必ず発生する。

★蓋然性 4 5 件とも史上初が示唆する犯罪性
前例の無い行為は当然に、前例の無い目的を示唆するが、この点の統計的論証が無い欺瞞。複雑やら要領を得ないやらの因縁の根拠が無い。当該事件記録自体は証拠に成り得ない。このように、煙たい者を狂人扱いして隠蔽するのは世の常である。
なお、菅家忠行担当の 3 件を含め、それ以外の 16 件は普通に進行した。

★蓋然性 5 5 件揃って止める必然性が無い点 事件毎に事情は異なる

★蓋然性 6 訴状審査の成果の形跡が見られない点

その検討結果が、いったいどのへんに活かされているのか?

5 件とも弁論開始後は急速に結審したが、訴状審査に時間を要した事件は審理にも時間がかかるのが自然なので、難解だったとの被告の抗弁に矛盾する経過である。

★蓋然性 7 5 件とも当り前の訴えを合理的根拠無く無視した棄却となった点
訴状審査の成果が、いったいどのへんに活かされているというのか? 形跡が見られない。
稀有な遅延と相俟って、この点も害意の証左である。

訴えを無視することの手続的無効性は誰にも自明 (控訴状 2 頁)

●被告の予見可能性の存在が請求の原因の前提なのに、合理的根拠無く、その判定が無い。つまりは判決の前提を欠いており、当り前に、経験則違反、広義の判例違反ということである。

当り前のことと無視する反社会性は誰にも自明 (控訴状 2 頁)

無法社会の陰謀である (控訴状 2 頁)

陰謀の総仕上げとして、最高裁の不当な却下が初めから予定されている。

A 規定された上告理由に該当する

原判決は、包囲網による無法社会の陰謀の一環としての、私限りの非人扱いである。

これは故意の人権侵害であるから、当然に憲法解釈の誤りと見做せる。

纏めると、原審は控訴審なので、一審判決に合理的根拠が無いとする控訴理由を、更に合理的根拠無く無視した点は、論理矛盾であり、理由不備（民訴法 312 条 2 項六号）であり、裁判の目的を逸脱しており、程度問題として、不合理が甚だしく、不公正な判決であり、私への公然たる非人扱いなので、訴権(=自決権、憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反（民訴法 312 条 1 項）と見做せるので、上告理由に当る。

同時に、被告の誠実な訴訟追行義務(民訴法 2、民訴規則 53,79,80 条)違反や甚だしい信義則(民法第 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反が多数有り、総じて公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条 1)なので、上告受理申立理由に当る。

以上の憲法違反や法令違反は、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法 76 条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であるから、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B 規定の上告理由に関らず、職責として無視できない非常事態である

三審制は保証されていないが、裁判を受ける権利は保証されている。後者の侵害を訴えている。

★事実審の実質的未済を訴えている場合は、「事実審の問題に過ぎない」では意味が通らない。

最高裁には、終審裁判所(憲法 81 条)の使命とともに、1 裁判所としての事案解明責任が有る。

法律審という原則を口実に例外を看過し、後者の使命を放棄することは許されない。(白痴化)

そもそも最高裁が上告理由を限定している趣旨は、上告事件をを絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定が概ね適正に行われることが前提である。

然るに本件は、その前提外、つまり、組織的な司法拒絶という、現行制度の非常事態を訴えている。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、不法行為が隠蔽される。(100%の予見可能性)

もしも、民訴法 312 条 1 項や 2 項や 318 条 1 項に規定された上告理由だけが最高裁の使命の全てであるとするならば、組織的司法拒絶は摘発不可能という、法治国家の敗北宣言となる。

つまりは無法国家ということであるから、そのような究極の社会不正義が許される筈も無い。

原審は故意の事実誤認による憲法違反であるが、規定の上告理由に当るか否かは制度次第である。

つまるところ、規定の上告理由に当ると見做すか、あるいは、他の使命として取り上げるか、しか無い。

憲法 81 条には、このような場合の事実審の役割も含まれている。

★隠蔽とはすべからく事実誤認である

慰謝料請求の判定とは、すべからく、不法行為事実の認定の問題なので、これを全て上訴の対象外とするならば、民事訴訟制度も社会も成り立たない。

2 以上とのおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第 4 上告理由及び上告受理申立理由の補足 (控訴状 3 頁)

一審二審とも、心証の合理性(正当性)が無く、極めて欺瞞的、妨害的、差別的である。

既述の当り前の訴えを無視した点以外にも以下が不當である。

●一審が 5 件とも国連への背信の論理を用いた点は、広義の判例違反である 偽計

捜査によって受ける利益は反射的利得に過ぎないから原告適格が無い旨の論理は、日本が国連に対し、常に「有り得ない」と定例報告して来たところの、「公共の福祉」優先による人権侵害である。

●包囲網の実在を認めるに足りる証拠は無い旨 蓋然性の問題 否定する根拠無

恣意性一覧表の各事象の蓋然性と相互関連性から、天文学的に超高度

この表を直視しようとしたことこそ、隠蔽の象徴である。

第 5 適用法令

本件の適用法令を列挙し、該当箇所の適示を省く。 態様として以下の違反である。

- ・民事訴訟法 2 条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を追行」
- ・民事訴訟規則 79 条 3 「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」
- ・民事訴訟規則 80 条「抗弁事実を具体的に記載し」
- ・民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」
- ・★民事訴訟法 312 条「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」
- ・★民事訴訟法 312 条 2 項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」
- ・★民事訴訟法 318 条 1 「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」
- ・★民事訴訟法 318 条 1 「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」
- ・★★民事訴訟法 338 条の四「判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」
- ・★★民事訴訟法 338 条の十「不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。」
- ・裁判所法 49 条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」
- ・憲法 13 条「自決権」
- ・★憲法 13 条又は 31 条「適正な手続を受ける権利」
- ・★憲法 32 条「裁判を受ける権利」

- ・★憲法 76 条〇3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」
- ・★憲法 99 条「憲法遵守義務」
- ・★民法 1 条 2「信義則」
- ・★民法 90 条「公序良俗違反」
- ・★刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」

第 6 附属書類

副本 7 通

以上